

令和 6 年 5 月 24 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01286

研究課題名（和文）正統性及び公益適合性を内在した地域自治的公共秩序形成手法の制度設計に関する研究

研究課題名（英文）Public law study on the autonomous formation of local public order by local residents

研究代表者

岸本 太樹（Kishimoto, Taiki）

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：90326455

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、近年、日本のみならず、欧米諸国においても注目されている「住環境の維持及び改善を目的とした地域住民等による街区（狭域の都市空間）の管理」に焦点を当て、「地域住民等による自治的な街区管理」が許容されるための法的条件の解明を目的とするものである。本研究では、法制度の比較法的考察を行い、特にドイツの法制度の概要、運用の実態を調査するとともに、当該制度に関する学術論議の動向を解明することに主眼を置いた。本研究によって、地域住民による自治的な街区管理に関する我が国の法制度を批判的に分析する視座を得ることができ、研究成果を論文として公表することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

街区管理は、当該街区に居住し又はそこで事業等を営む地域住民に直接かつ密接に関連する問題である。他方、管理対象たる街区は、都市空間の一部であって、その管理のあり方は、当該街区のみならず、隣接する他の街区にも影響を及ぼすという意味で「公共性」を持った問題である。故に、街区管理を地域住民等による自治的決定に委ねるにせよ、そこには「公共性確保」の観点からの統制が必要である。本研究は、「地域住民等による街区の自治的管理」が許容されるための条件、即ち、街区管理を担う主体、自治的街区管理の対象事項、街区管理の具体的内容の決定プロセスのあり方等を解明するものであり、地域自治の推進・活性化に寄与する。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the "management of city blocks (narrow urban spaces) by local residents for the purpose of maintaining and improving the living environment," which has been attracting attention not only in Japan but also in Western countries in recent years, and aims to clarify the legal conditions under which "autonomous management of city blocks by local residents" is permitted. The main focus of this study was to conduct a comparative legal study of legal systems, and in particular to investigate the outline of the German legal system, its actual operation, and to elucidate the trends in academic debate regarding this system. Through this research, we were able to gain a perspective from which to critically analyze Japan's legal system regarding autonomous town block management by local residents, and we were able to publish our research results in a paper.

研究分野：行政法学

キーワード：地域自治 当事者自治 BID 地域再生 擬似公共性 熟議民主主義

1. 研究開始当初の背景

近年、都市内の狭域空間(街区)の管理を「当該街区内の地権者又は当該街区で経済活動等を行う事業者の団体等」に委ね、その活動を通じて当該地域/街区の再生、地域経済の活性化、ひいては住環境の維持・向上等を推進しようとする動きが、洋の東西を問わず活発化しつつある。「当事者自治による都市狭域空間制御」がそれである。

街区は、狭域とはいえ、「都市の一部をなす公共空間」である。そうである以上、その管理のあり方は、単に当該街区だけでなく、隣接する街区、ひいては、当該街区を含む都市全体にも影響を及ぼすという意味で「公共性」を持った事柄である。ここで、都市の狭域(街区)の管理が備えるべき公共性を「小公共」と呼ぶならば、当該小公共は、隣接する街区、ひいては都市全体の公共性(これを「中公共」乃至「大公共」と呼びうる。)との間に衝突や矛盾をもたらすことなく、これらと連続性を保持する必要がある。また、当該街区に居住し又はそこで経済活動等を営む事業者等が参画し、結成した団体によって決定される街区管理の具体的内容は、小「公共」と称するに相応しい「公共性」を備えたものでなければならない。

近年、我が国に於いても、「地域再生法」が規律する「地域来訪者等利便増進活動計画」制度等が立法化され、「当事者自治による都市狭域空間の制御」を推進する動きが活性化しつつある。本研究は、近年、洋の東西を問わず活発化しつつある「当事者自治による都市狭域空間制御」手法に焦点を当て、欧米諸外国(特にドイツ)の法制度の概要及びその運用実態、並びに、同制度に関する学術論議に光を当てつつ、都市狭域空間=街区管理が、真に当事者自治性と小公共性を担保するための法的条件を解明しようとするものである。

2. 研究の目的

研究代表者は、本研究に先立ち、「業界団体等の非国家的=私的法主体が自律的(乃至当事者自治的)に決定する自主規制規範(例えば、国際標準規格等の民間レジーム)が法律又は(法律の委任に基づいて制定される)政省令等の国家法において援用(参照指示)され、結果、当該民間レジームが許認可等の行政決定に際しての 実質的な評価基準 として取り込まれてゆく現象(これを以下「立法のアウトソーシング現象」という。)」に焦点を当てた研究に従事してきた。そこでの論点/学術的関心事は、非国家的(=私的)法主体が自律的に決定し運用する民間レジームを公法=行政法秩序に取り込み、両者を接続するための法的条件の解明、並びに、業界団体等が自治的に決定した事項が 公共性を担保する ための具体的法制度設計のあり方である。

これに対し本研究は、「当事者自治による都市狭域空間の制御=街区管理」に焦点を当て、それが近年洋の東西を問わず近年推進されつつあることを前提としつつ、他方、価値中立的観点に立って、それが問題なく法的に許容されるための条件を解明しようとするものである。ここでの論点は、街区に居住する地域住民や当該街区内において経済活動等を営む事業者など、街区に直接的な利害関係を持つ非国家的(=私的)法主体が管理しうる街区管理の対象及びその具体的内容、並びに、街区管理の具体的内容の決定プロセスのあり方である。すなわち本研究は、街区管理が(真の意味での)当事者自治性を備えつつ、他方で、当該街区管理の公共性が担保されるための法的仕組みを解明するとともに、当事者自治的に決定された街区管理(=小公共)が、隣接街区、ひいては都市全体の公共性(中公共乃至大公共)と連続性を保持するための制度設計のあり方を総合的に解明することを目的とするものである。その意味で本研究は、研究代表者が本研究に先立ってこれまで携わってきた上記「立法のアウトソーシングに関する研究」と密接な関連性を有し、その延長性に位置づけられるものであって、広く「非国家的(=私的)法主体による公共的決定がいかなる法的条件のもとで許容され、またそれがどの程度で行政法秩序の一翼を担っているのか」という論点を「都市法の領域」において解明しようとするものである。

3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するため、本研究では、当事者自治による地域秩序の形成に関わる欧米諸外国の法制度(とりわけ我が国の行政法システムと類似性を持つドイツの法制度)との比較検討を行う手法を採用した。具体的には、当事者自治による地域秩序形成(すなわち、当事者自治による都市狭域空間制御=街区管理)に関するドイツの法制度(ドイツのBID法制)に焦点を当て、州法として規律されている同国のBID法制が、以下の4点、すなわち、

- 1) 街区管理に携わる街区管理団体の設立、組織要件、
- 2) 街区管理団体が管理しうる事項と具体的内容、
- 3) 街区管理の具体的内容の決定プロセス、
- 4) 関係行政主体の役割と決定プロセスへの影響力行使=参加のあり方

につき具体的にどのような規定を整備しているかを解明するとともに、ドイツ公法学(特に行政法学)が、これらの緒論点に関していかなる学術論議を展開しつつあるのか、その全体象を浮き

彫りにし、以て、我が国の法制度（地域再生法が規律する地域来訪者等利便増進活動計画）が果たして真の意味で当事者自治性を備えたものか、また上記日本の法制度が、（小）公共性を担保し、かつ、中公共性乃至大公共性との連続性を備えたものになっているかという点を批判的に分析するための学術的視座を獲得するという研究手法を採用している。

なお、ドイツにおいて BID 法制は「州法」として立法化されることになっている。このため、当事者自治的な街区管理 = BID 制度につき、ドイツでは、州ごとに規律内容 / 制度設計が若干異なっている。そこで、ドイツ BID 法制の全体像を体系的・類型的に把握しつつ、それに対するドイツの学術論議の全体像を把握すべく、研究代表者は、この問題に関する研究において第一人者と目されるドイツ・キール大学法学部の Florian Becker 教授に協力を仰ぐこととし、ドイツ各州の法制度の詳細・特徴並びに関係する政府関係資料等の提供を受けた。また、研究期間最終年次にあたる 2023 年には、ドイツ・バイエルン州の国土交通省の協力の下、担当者へのインタビュー調査を実施し、当事者自治的手法による都市狭域空間 = 街区管理に関する行政実務の実態を把握することに努めた。

4. 研究成果

本研究で得られた学術的知見の一端は、論文（拙稿「当事者自治による都市狭域空間制御 擬似公共性による強制から参加・熟議を通じた共生へ」大貫裕之・神橋一彦・松戸浩・米田雅宏編『行政法理論の基層と先端（稲葉馨先生・巨理格先生古稀記念）』（信山社 2022 年）105 頁以下 126 頁として公表している。

本論文では、日本版 BID 法とも呼ばれる「地域再生法が規律する地域来訪者等利便増進計画制度」に焦点を当て、その制度全体像を概観したうえで、その特徴として以下の 3 点を指摘している。すなわち、

- 1) 同法は、街区管理 = エリアマネジメントに関して極めて抽象的な枠組み条件を設定するとともに、街区管理 = エリアマネジメント活動の具体的内容の形成と決定につき、街区管理団体（エリアマネジメント団体）に広範な裁量を認めていること、
- 2) 同法は、街区管理の具体的内容、事業実施に要する費用を分担金として負担すべき事業者の範囲並びに負担金額の決定等につき、単に多数決要件（受益事業者の人数及び負担金総額の 3 分の 2 以上の同意）を定める一方、街区管理の具体的内容に関する地域コンセンサスの形成を目指した具体的手続に関する規定を置くことなく、これを街区管理団体 = エリアマネジメント団体に「丸投げ」していること、
- 3) 街区管理は、当該街区のあるべき姿 = 将来像に影響を及ぼすものであるにもかかわらず、同法は、一ヶ月間の公衆縦覧期間において負担金納付義務を負うことになる受益事業者には意見書の提出権を認める一方、地域住民等に対しては手続参加権を認めておらず、街区管理の内容 = 地域蔵が、一部の者（事業による受益の帰属主体と見なされ負担金支払い義務を負うことになる受益事業者の 3 分の 2 以上）によって実質的に決定される仕組みになっていること

の以上 3 点である。そのうえで本論文では、BID 法制に関するドイツ公法学上の学術論議の解明・分析を通じて得た学術的知見 / 分析軸に依拠しながら、日本版 BID とも呼ばれる「地域再生法が規律する地域来訪者等利便増進計画制度」に内在する法的問題点として、以下の 2 点を指摘している。すなわち、

- a) 同法が定める地域来訪者等利便増進計画制度をして「当事者自治的」とみなすには、手続に参加する当事者の範囲が狭すぎること、
- b) 同制度は、負担金支払い義務の対象となる受益事業者内部において「多数の専制」、「コンセンサスの虚構」ないし「特殊利益が集美化されることによる公共的価値の偽装（擬似公共性のトリック = すなわち、公共的価値とは無関係な単なる集団的私利私欲であるにもかかわらず、多数決決定を通じて、当該集団的私利私欲が公共的価値のベールで覆われること）」等の危険性が潜んでいること、

の以上 2 点である。その上で本論文では、「当事者自治の名の下で生じかねない 多数の専制 乃至 特殊私的利益の集美化による公共的価値の偽装」といった事態の発生を防止するためには、「街区管理 = エリアマネジメント活動の公共性と正当性を保障するための制度的担保が必要になること」に言及し、最終的に、以下に述べる 3 点を指摘して本論文の結論としている。すなわち、集団的意思形成を通じて公共的に決定された地域秩序が、これに反対する少数者に対しても強制されること それが正統化されるためには、

- 1) 地域秩序の利害関係者が（影響を受ける権利・利益の内容や程度に応じた適切な態様において）集団的意思形成過程に参加する機会（政治的回路）を保障されていなければならないこと、
- 2) かかる政治的回路において獲得された集団的意思決定 = 多数決決定は、所謂「反転可能性のテスト」を通過しうるものでなければならないのであって、それが多数の専制による公共性の偽装 = 擬似公共性のトリックで「ない」と言うためには、被治者の意志に最大限一致する団体意志を形成するための「熟議」が十分に行われていることが必要であること、
- 3) 協定によって生み出される地域秩序が、周辺地域並びに都市全体の公共の利益と整合するも

のであることについて、公正かつ中立的な立場からの審査（公益適合性審査）を受けることが必要であり、議会が議決権を行使し、市町村長が認定権限を行使する局面は、このような意味での「公益適合性審査の場」でなければならず、単に民主的正統化のベールを装わせるだけの形式的なものにとどまってはならないこと、

の以上3点である。

現在、研究代表者は、本研究で得られた上記学術的知見を基盤に、研究の対象を他の法領域（例えばマンション法制等）に広げ、非国家的（＝私的）法主体が当事者自治的に形成し、決定した私的＝民間レジームと国家法（＝公法／行政法規範）の関係性、連携可能性の検討を行うとともに、公共性の維持増進を目指して両者が効果的に連携しうるための具体的法制度設計について検討を行っている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 岸本太樹	4. 巻 260
2. 論文標題 行政上の強制徴収と民事手続による執行	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 行政判例百選 第8版	6. 最初と最後の頁 212頁以下213頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Taiki KISHIMOTO, Hiroyuki Ohnuki	4. 巻 9
2. 論文標題 La justice environnementale et l' institutionnalisation du recours associatif dans le domaine de la protection environnementale au Japon	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Proces et environnement : quelles actions en justice pour l' environnement ?	6. 最初と最後の頁 111 ~ 118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 岸本太樹
2. 発表標題 当事者自治的公法秩序形成と行政上の契約
3. 学会等名 行政契約と行政計画を主軸とした当事者自治的公法秩序に関する比較法的研究
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 飯島淳子 北島周作 仲野武志 山下竜一 岸本太樹 人見剛 野口貴公美 西田幸介 高橋正人 内藤悟 渡辺康行 村上裕章 松戸浩 和泉田保一 神橋一彦 中原茂樹 大貫裕之 米田雅宏 津田智成 朝田とも子 正木宏長 大畠菜穂子 福島卓哉 斎藤徹史 徳本広孝 及川敬貴 小川一茂 北見宏介 千葉実 久末弥生	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 730
3. 書名 大貫裕之 神橋一彦 松戸浩 米田雅宏編 『行政法理論の基層と先端』	

1. 著者名 山下竜一、小山剛、黒川哲志、岸本太樹、米田雅宏、河合敏樹、中嶋直木、小澤久仁男、亘理格、児玉弘、白藤博行	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 270
3. 書名 原発再稼働と公法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関